

宿泊施設誘客促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染拡大により、甚大な影響を受けている宿泊施設等に対し、予算の範囲内において、宿泊代金等からの割引額を補助金として交付する「とまっ得おたる」事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 小樽市（以下「市」という。）から宿泊施設誘客促進業務を委託された事務局（以下単に「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(補助対象事業者)

第3条 本事業により交付する補助金（以下単に「補助金」という。）の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は市内にある宿泊施設を運営する者のうち、令和4年7月1日現在、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、政治団体、宗教上の組織若しくは団体又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人は補助対象事業者から除くものとする。

(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を営むもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者は除く。

(2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

2 補助対象事業者は、本要綱及びとまっ得おたるクーポン事業実施要綱（以下「クーポン要綱」という。）を遵守し、事業を適切な管理の下に行うことができる者でなければならない。また、過去に同類の事業に補助対象事業者として登録していた場合、当該事業を適切に実施した者でなければならない。

3 補助対象事業者は、市が事業の中止若しくは一時停止を行った場合又は事業の対象となる都道府県等の範囲を変更した場合は、速やかに対応できる者でなければならない。

(補助対象事業者の遵守事項)

第4条 補助対象事業者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 補助対象事業者は、自己又は自社の役員等（補助対象事業者が個人である場合にはその者を、補助対象事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、対象事業者が団体である場合は代表者又は理事等をいう。以下この号において同じ。）が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年小樽市条例第19号。以下この号において「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号に

において単に「暴力団員」という。)であると認められる者

イ 条例第2条第1号に規定する暴力団(以下この号において単に「暴力団」という。)

又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 補助対象事業者は、前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(3) 補助対象事業者は、本事業により宿泊を利用しようとする者に対して、事前に感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)は、宿泊誘客を促進する事業に要する経費のうち、宿泊料金割引に係る経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

2 補助対象経費は、1予約につき宿泊料金の50パーセントに相当する額を上限とする。ただし、1泊当たりの補助対象経費の上限は、1万円とし、補助対象は、連続して宿泊する場合、5泊分までを対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額(その額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。)とする。ただし、1補助対象事業者当たり、営業する宿泊施設の区分及び定員合計数(同一区分の宿泊施設が一つの場合はその定員数をいい、同一区分の宿泊施設が複数ある場合はそれらの定員の合計数をいう。以下同じ。)に応じ、次の表に掲げる補助金上限額(複数の区分にわたって宿泊施設を営業する補助対象事業者については、それぞれの区分及び定員合計数に応じた補助金上限額のうち、最も高額となる補助金上限額)の範囲内の額とする。

区分	定員合計数に応じた補助金上限額					
旅館・ホテル	定員合計数	50人以下	51人以上 100人以下	101人以上 200人以下	201人以上 400人以下	401人以上
	補助金上限額	50万円	100万円	200万円	250万円	300万円
簡易宿所	定員合計数	50人以下	51人以上 100人以下	101人以上 200人以下	201人以上	
	補助金上限額	20万円	50万円	100万円	150万円	
民泊施設	1補助対象事業者当たり5万円(補助金上限額)					

- 2 前項の規定にかかわらず、事務局は、市と協議の上、補助金の額を調整することができるものとする。

(補助金の対象となる条件)

第7条 補助金の対象となる期間は、第11条の規定により交付決定を受けた日から予約・販売されたもののうち、令和4年9月1日から同年12月31日までの間にチェックインした宿泊施設での利用分とする。

- 2 補助金の対象となる商品の販売に際しては、本事業であることを明らかにするため、商品名に「とまっ得おたる」を明記するとともに、本来の販売価格（税及びサービス料を含む。）及び補助を受けた後の販売価格と併せ、補助金の額を明記すること。
- 3 第5条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。
- (1) 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を基に、市が事業の中止又は一時停止をした場合
 - (2) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
 - (3) 有料会員又は福利厚生会員等、特定の者しか購入できない商品
 - (4) 販売方法等が不明瞭なもの
 - (5) その他、事務局が不相当と認めるもの

(クーポン券の預託)

第8条 事務局は、補助対象事業者に対して、クーポン要綱第1条に規定する「とまっ得おたるクーポン」（以下「クーポン券」という。）を預託する。

- 2 前項の規定によるクーポン券預託数については、1宿泊事業者当たり、営業する宿泊施設の区分及び定員合計数（同一区分の宿泊施設が一つの場合はその定員数をいい、同一区分の宿泊施設が複数ある場合はそれらの定員の合計数をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げるクーポン券預託数（複数の区分にわたって宿泊施設を営業する補助対象事業者については、それぞれの区分及び定員合計数に応じたクーポン券預託数のうち、最も多いもの）とする。

区分	定員合計数に応じるクーポン券預託数					
	定員 合計数	50人以下	51人以上 100人以下	101人以上 200人以下	201人以上 400人以下	401人以上
旅館・ ホテル	クーポン券預託数 (2枚1冊)	120冊	270冊	540冊	810冊	1,080冊
	定員 合計数	50人以下	51人以上 100人以下	101人以上 200人以下	201人以上	
簡易 宿所	クーポン券預託数 (2枚1冊)	60冊	180冊	288冊	450冊	
	定員 合計数	50人以下	51人以上 100人以下	101人以上 200人以下	201人以上	
民泊 施設	1宿泊事業者当たり12冊					

- 3 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者は市と協議の上、クーポン券預託数を調整することができるものとする。
- 4 第1項の規定によるクーポン券の預託は、令和4年8月25日までに行われるものとする。

(クーポン券の配布)

第9条 補助対象事業者は、本事業を利用する宿泊施設の宿泊者に対し、宿泊のチェックイン時に、前条第1項の規定により預託されたクーポン券を同条第2項、第3項に規定するクーポン券預託数の範囲内において、一人1泊当たり2,000円分を配布する。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、原則としてインターネットにより申請をしなくてはならない。ただし、インターネット環境が無いなど、やむを得ない事情がある場合は、郵送により申請することとし、次の各号に掲げる書類を事務局に提出するものとする。

- (1) 「とまっ得おたる」事業参加登録申請書(様式第1号)及び委任状(様式第2号。事務局が必要と判断した場合のみ)
- (2) 口座確認書(様式第3号)
- (3) 前号に規定する口座確認書により指定した口座の通帳の写し
- (4) その他事務局が必要と認める書類

2 前項の規定による書類の提出期限及び部数については事務局が別に定める。

(交付決定額の通知)

第11条 事務局は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合において、内容を審査し、市と協議の上、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助額を決定し、交付決定通知書(様式第4号)にて通知する。

(進捗状況の確認)

第12条 事務局は、補助対象事業者が行う本事業の進捗状況等を事務局が別に定める方法によって確認することとする。

(報告及び補助金の請求)

第13条 補助対象事業者は、市と事務局が協議の上、別に定める期日までに、本事業の実績を報告する書類を事務局へ提出しなければならない。その場合において、様式については、市と事務局が協議の上、別に定める。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による報告に併せて補助金交付の請求書を提出することとし、市が別に定めた期日までに補助金の請求が行われなかった場合、補助対象事業者は補助金の請求を放棄したものとみなす。
- 3 事務局は、前項の規定による補助金の請求があった場合は、当該補助対象事業者が第1項で提出した実績内容と照合し、請求内容を確認しなければならない。
- 4 事務局は、補助対象事業者から第2項の規定による請求以外での補助金の精算を求められた場合は、1回に限り請求に応じることができる。
- 5 第1項から前項までの規定による補助対象事業者からの報告及び請求に不備や疑義がある場合、事務局は別に追加で必要な資料を補助対象事業者に対し請求することができる。この場合において、補助対象事業者はこれに応じなければならない。
- 6 前項の規定により請求された資料が事務局の求める期限までに提出されない場合は、補助対象事業者は当該報告に係る補助金を請求する権利を失うものとする。

(補助金の交付)

第14条 事務局は、前条の規定による適正な請求書を受領した日から、20日以内に当該請求をした補助対象事業者が様式第3号で指定した口座に補助金を支払うものとする。

2 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助対象事業者は、本事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 補助対象事業者は、本事業に関する帳簿及び全ての証拠書類を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(状況報告書及び調査)

第15条 事務局は、補助金の交付後、必要に応じて補助対象事業者から報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 事務局は、補助対象事業者が本要綱の規定に違反した場合や不正な申請または不明瞭な販売を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(補助金の返還)

第17条 事務局は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業者の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助対象事業者は、事務局が指定する期日までに、直ちに補助金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第18条 補助対象事業者は、第9条の規定により配布したクーポン券の不正利用を防止するために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第19条 本要綱に基づく手続き及び本事業の実施に関し、補助対象事業者が不利益を被る場合であっても、市及び事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(その他)

第20条 本要綱に定めのない事項については、市と事務局が協議の上、決定する。

附 則

本要綱は、令和4年7月6日から施行する。